

改正養蜂振興法が25年1月から施行されます

趣味でミツバチを飼育する場合でも、**飼育届の提出が必要となりました。**

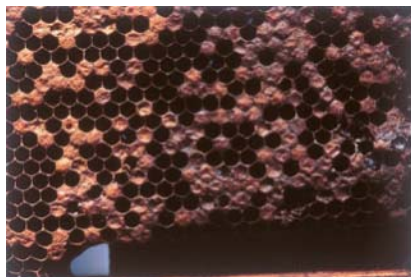
ミツバチの飼育者は、毎年、1月中に「蜜蜂飼育届」を、最寄の家畜保健衛生所に提出してください。(手数料はかかりません。)

ただし、花粉交配用のみにミツバチを飼育される方は届出不要です。
花粉交配用のミツバチでも、通年飼育している場合や、花粉交配に必要な群数以上に飼育している場合は届出の対象となります。

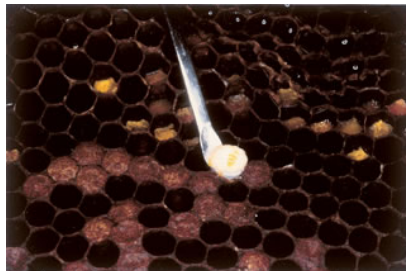
- ・ミツバチの適切な衛生管理をお願いします。
- ・異常があれば、最寄の家畜保健衛生所に相談してください。

腐蛆病(ふそびょう)には特に注意してください！

腐蛆病は、蜜蜂の伝染病で、蜜蜂の疾病の中で最も大きな被害をもたらします。黒ずんで内側に陥没した有蓋巣房(アメリカ腐蛆病)や、酸臭や醜酵臭(ヨーロッパ腐蛆病)があった場合は要注意です。



アメリカ腐蛆病



ヨーロッパ腐蛆病

問い合わせ先	所在地	電話
静岡県経済産業部畜産課	420-8601 静岡市葵区追手町9-6	054-221-2706
東部家畜保健衛生所	419-0114 田方郡函南町仁田101	055-978-3131
中部家畜保健衛生所	427-0007 島田市野田1120-1	0547-37-1158
西部家畜保健衛生所	431-3111 浜松市東区中郡町392	053-434-2921

